

任意継続組合員の方も組合員貯金に預け入れができます!

組合員貯金の資格者は、組合員(在職者)の方に限られていますが、平成20年4月より任意継続組合員の方も、組合員貯金の加入ができるようになります。

在職中に組合員貯金加入者であった組合員の方や、退職され任意継続組合員の資格取得をされる方についても組合員貯金に加入することができ、預け入れしていただくことができます。

組合員貯金は、皆さまからお預かりしたお金を共済組合が一括して、安全かつ効率的に運用することで収益金を得て、それを貯金加入者の皆さまに利息として還元しており、現在のところ年利1.8%と市中銀行よりも高い利率を維持していますので、任意継続組合員になる際には、組合員貯金へのご加入をお勧めいたします。

任意継続組合員の貯金加入要件等につきましては、下記のとおりとなりますので、退職予定されている方で退職後において貯金加入を希望される方は、事前に共済組合事務担当課へ申し出てください。

①貯金の加入者

組合員(任意継続組合員を含む)。

②加入手続き

- ◎退職後引き続き組合員貯金に加入する場合は、退職後20日以内に任意継続組合員貯金申込書および任意継続組合員貯金印鑑届を共済組合事務担当課を経由して共済組合へ提出してください。
- ◎在職中に組合員貯金に加入していなかった方が、任意継続組合員の資格取得後に、新たに組合員貯金に加入する場合は、貯金に加入しようとする月の前月27日までに任意継続組合員貯金申込書および任意継続組合員貯金印鑑届を直接共済組合へ提出してください。(所得税法(昭和40年法律第33号)第10条に規定する利子所得の非課税の適用を受けようとする場合(※1)にあつては、非課税貯蓄申告書を同時に提出してください。)

③貯金の積立て

任意継続組合員は臨時積立のみとし、預け入れ金額は1円を単位とします。

④払い戻しおよび解約

組合員貯金一部払戻請求書および組合員貯金解約払戻請求書につきましては、直接共済組合へ提出してください。任意継続組合員の資格を喪失する際には、必ず組合員貯金解約払戻請求書を提出ください。送金日等については、次の表のとおり在職者と同じ取り扱いになります。

	払戻日 (休日の場合は前日)	締切日 (休日の場合は翌日)
一部払い戻し	毎月10日	払戻月の前月25日
	毎月25日	払戻月の15日
解約	毎月25日	解約月の15日

⑤貯金者の諸変更

貯金者が届出印を紛失したとき、または氏名および届出印を変更した場合は、任意継続組合員貯金諸変更届を直接共済組合に提出してください。

⑥残高の証明

貯金者より貯金残高証明願書の提出があった場合には、文書により残高を証明し、貯金者宛に直接送付します。

⑦貯金者に対する通知等

貯金送金通知書(※2)、貯金現在残高通知書(※3)、臨時積立受領書(※4)などの通知書等につきましては、貯金者宛に直接送付いたします。

⑧その他

その他については、組合員と同様の取り扱いとなり、「任意継続組合員の貯金加入手続き等に関する要綱」等につきましては、当共済組合ホームページをご覧ください。

※1 一定の要件に該当する方は、「障害者等に対するマル優制度」を利用することができ、他の金融機関の預け入れと合わせて350万円までを非課税とすることができます。

一定の要件に該当する人…①障害者手帳等の交付を受けている方 ②児童扶養手当を受けている児童の母である方
③その他上記に準ずるものとして法に定められた方

※2 一部払い戻しまたは解約時において、送金額等を記載した通知書です。

※3 3月および9月の末日における貯金残高等を記載した通知書です。

※4 臨時積立があった場合に発行する受領書です。